

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
(新設)	IV－３－４ 商品関連市場デリバティブ取引業に係る業務の適切性 IV－３－４－１ 法令等遵守態勢 <u>商品関連市場デリバティブ取引業者（金商法第28条第１項第１号の２に規定する行為を業として行う第一種金融商品取引業者をいう。以下同じ。）が、商品関連市場デリバティブ取引の担い手としての自らの役割を十分に認識して、法令や業務上の諸規則を厳格に遵守し健全かつ適切な業務運営に努めることは、商品関連市場デリバティブ取引業者に対する投資者からの信頼を確立し、ひいては商品関連市場の信頼を確保する上で重要である。</u> <u>こうした商品関連市場デリバティブ取引業者のコンプライアンス態勢については、基本的にはⅢ－２－１における態勢整備の着眼点及び監督手法をもって対応することとするが、それ以外にも、自主規制機関の策定する自主規制ルール</u><u>の遵守状況も含めた幅広い検証を行うこととする。</u> <u>なお、商品関連市場デリバティブ取引業者が対象商品デリバティブ取引関連取引（金商法第43条の２の２に規定する対象商品デリバティブ取引関連取引をいう。）に関し顧客から預託を受けた金銭その他の財産を管理する場合、基本的には金商業等府令第142条の３から第142条の５までの規定による管理が求められるが、商品関連市場デリバティブ取引業者が特定会員（金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成24年法律第86号）附則第４条第１項に規定する「特定会員」をいう。以下同じ。）である場合には、これらの規定にかかわらず、財産管理措置（金融商品取引業等に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令（平成26年内閣府令第11号）附則第２条第１項に規定する「財産管理措置」をいう。）を講じることにより、対象商品デリバティブ取引関連取引に関し顧客から預託を受けた金銭</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>その他の財産を管理する方法を選択する可能性があることに留意する。</u> <u>IV－３－４－２ 勧誘・説明態勢</u> <u>（１）広告等に係る留意事項</u> ① <u>ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨が適切に表示されているか。</u> ② <u>セミナー等において、顧客がセミナー等の受講の継続を希望しない旨の意思表示を行ったにもかかわらず受講させていないか（事実上強制した場合も含む。）。この場合、金商法第38条第6号（いわゆる「再勧誘の禁止」）の規定に該当することに留意するものとする。</u> <u>（２）勧誘受諾意思の確認に係る留意事項</u> <u>商品関連市場デリバティブ取引の受託等に係る契約の締結については、その勧誘に先立って、顧客に対し、その勧誘を受ける意思の有無を確認することをしないで勧誘することは禁じられているところ、かかる勧誘の制限について顧客に説明を行い、その勧誘を受ける意思の有無を適切に確認しているか。</u> <u>また、個人である顧客の場合、当該確認の方法として、訪問・電話による方法や勧誘する目的があることを明示しないで当該顧客を集める方法（金商業等府令第117条第1項第8号の2イ及びロに掲げる方法）を用いていないか。例えば、セミナー等を開催して顧客を集め、当該顧客に対して勧誘受諾意思の確認を行おうとする場合、当該セミナー等に係る広告や案内等において、商品関連市場デリバティブ取引の受託等に係る</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>契約の締結を勧誘する目的があることをあらかじめ明示しているか。</u> <u>なお、商品関連市場デリバティブ取引と商品先物取引法における商品先物取引（商品先物取引法施行令第30条で規定する不招請勧誘が禁止される商品取引契約以外の取引を含む）とでは勧誘に係る規制に異なる点があるところ、商品関連市場デリバティブ取引と商品先物取引の両方を取扱う業者においては、こうした違いを踏まえた社内手続き・ルールを定め役職員に周知徹底するとともに、その状況を内部管理部門等が事後検証できる態勢を整備する等、実効性のある営業員管理態勢が確立されているか留意するものとする。</u> <u>（３）説明書類に係る留意事項</u> <u>金商法第46条の４に規定する説明書類の「内部管理の状況の概要」には、顧客からの相談及び苦情に対する具体的な取扱い方法及び内部監査体制について、記載することとする。</u> <u>（４）商品関連市場デリバティブ取引の勧誘方法等に関する注意喚起文書の配布に係る留意事項</u> <u>商品関連市場デリバティブ取引業者が、商品関連市場デリバティブ取引を行うときには、日本証券業協会自主規制規則「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」を踏まえ、①リスクに関する注意喚起、②トラブルが生じた場合の指定ADR機関等の連絡先等を分かりやすく大きな文字で記載した簡明な文書（注意喚起文書）を配布し、顧客属性等に応じた説明を行うことにより、顧客に対する注意喚起を適切に行っているか。また、その実施状況を適切に確認できる態勢となっているか。</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>(5) 商品関連市場デリバティブ取引業者の説明責任に係る留意事項</u> <u>① 両建て取引</u> <u>イ. 商品関連市場デリバティブ取引の受託等につき、顧客に対し、当該顧客が行う取引と対当する取引（これらの取引から生じ得る損失を減少させる取引をいう。いわゆる「両建て取引」）の数量及び期限を同一にすることを勧めていないか。</u> <u>ロ. 個人顧客から両建て取引を行いたい旨の積極的意思表示があった場合や、両建て取引を行うことができるか否かについて照会があった場合に、両建て取引を行うことができる旨を告げることは、直ちに金商業等府令第117条第1項第35号に該当するものではない。しかし、両建て取引について、「手数料が二重にかかること、損益が固定又は限定されること、逆ざやが生じるおそれがあることなどのデメリットがあり、経済合理性を欠くおそれがある取引である」旨の説明を行う等して、顧客が当該取引を十分に理解していることを確認しているか。</u> <u>ハ. また、対当する取引が数量又は期限が同一ではない場合であっても、上記ロの説明を行う等して、顧客が当該取引を十分に理解していることを確認した上で、当該取引の受託等を行っているか。</u> <u>② 差玉向かいに係る説明義務</u> <u>「故意に、顧客の取引と自己の計算による取引を対当させる取引」（以下「特定取引」という。）を行う商品関連市場デリバティブ取引業者は、顧客から個々の取引の委託を受けようとする際、顧客に対し、金商業等府令第117条第1項第38号イ及びロに掲げる事項を、顧客が理解できるよう十分に説明しているか。例えば、特定取引を用いている場合に取引が決済されると、顧客全体の総損金総額が総益金より多い</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>ときには、当該商品関連市場デリバティブ取引業者に利益が生ずるため、当該商品関連市場デリバティブ取引業者と顧客との間で利益相反関係が生ずるおそれがあること等を説明しているか。</u> <u>また、顧客が商品関連市場デリバティブ取引業者の行う特定取引について説明を受けた上で、取引を委託した場合であっても、上記説明による顧客の理解を十分なものとするべく、どの程度の頻度で、自らの委託玉が商品関連市場デリバティブ取引業者の自己玉と対当する結果となっているのかを確認することができるよう、自己玉を建てる都度、その自己玉に対当する委託玉を建てた顧客に対し、その委託玉が商品関連市場デリバティブ取引業者の自己玉と対当する結果となったことを通知する等しているか。</u> <u>(注)「故意に、顧客の取引と自己の計算による取引を対当させる取引」とは、それぞれ委託玉（商品関連市場デリバティブ取引業者が顧客の委託に基づいてする取引）と自己玉（商品関連市場デリバティブ取引業者が自己の計算をもってする取引）とを通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡するように自己玉を建てることをいい、人的に又は機械的に行われているかによって区別されるものではなく、また、取組高の均衡とは、売買同数に限られない。</u> <u>なお、委託玉の受託・執行を行う部門と自己玉の執行を行う部門との間で、委託玉の取引情報が漏えいしない措置が的確に講じられている場合には、委託玉と自己玉とを通算した売りの取組高と買いの取組高とが均衡したとしても、故意によるものではないと考えられる。</u> ③ 相場が急激に変動した場合の対応

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>相場が急激に変動した場合の対応について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u> ④ <u>自己勘定取引に係る社内管理態勢</u> <u>自己勘定による取引を行っているか否か、行っている場合のリスク管理態勢等について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u> ⑤ <u>区分管理の状況</u> <u>金商業等府令第142条の5に定める商品顧客区分管理信託の状況について、顧客から説明を求められた場合には、適切な説明を行っているか。</u> ⑥ <u>ロスカット取引</u> <u>ロスカット取引に関する取決めが設けられている場合には、その内容について、適切な説明を行っているか。また、ロスカット取引が予定どおり行われなかった場合の損失のおそれ等について、適切な説明を行っているか。</u> <u>（６）契約締結前の書面交付に係る留意事項</u> ① <u>金商業等府令第82条第４号ロに規定する「元本超過損が生ずるおそれがある理由」には、ロスカットルールが設けられている場合であっても、相場の急激な変動により委託証拠金その他の保証金の額を上回る損失が生じることとなるおそれがある場合には、その旨を含む。</u> ② <u>金商業等府令第82条第８号に規定する「当該金融商品取引契約の終了の事由」には、ロスカットルールに関する事項を含むものとする。</u> <u>（７）委託証拠金その他の保証金の受領に係る書面交付に係る留意事項</u>

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<u>金商業等府令第114条第1項第4号に規定する「当該金融商品取引業者等が保証金を受領した日付」については、各社において顧客との間で約した取決めに基づき、入金された当日又は翌営業日等とすることができるものとする。</u> <u>(8) 監督手法・対応</u> <u>日常の監督事務や、事故届出等を通じて把握された商品関連市場デリバティブ取引業者の勧誘・説明態勢に関する課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて金商法第56条の2第1項の規定に基づく報告を求めることを通じて、商品関連市場デリバティブ取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。</u> <u>また、公益又は投資者保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、金商法第51条の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、金商法第52条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u>
IV－3－ <u>4</u> 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性	IV－3－ <u>5</u> 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に係る業務の適切性
IV－3－ <u>4</u> －1 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方 (略)	IV－3－ <u>5</u> －1 電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者に対する基本的考え方 (略)
IV－3－ <u>4</u> －2 電子募集取扱業務の適切性 金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法施行令第15条の4の2に規定する	IV－3－ <u>5</u> －2 電子募集取扱業務の適切性 金融商品取引業者が、法第3条各号に掲げる有価証券又は金融商品取引所に上場されていない有価証券（金商法施行令第15条の4の2に規定する

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
ものを除く。Ⅳ－３－<u>４</u>及びⅤ－２－４において同じ。）について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－３－<u>４</u>－２－１ 法令等遵守態勢 （略） Ⅳ－３－<u>４</u>－２－２ 投資者保護のための情報提供 電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ（当該業者が外部委託する場合を含む。Ⅳ－３－<u>４</u>及びⅤ－２－４において同じ。）で投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。 （１）、（２） （略） Ⅳ－３－<u>４</u>－３ 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性 電子申込型電子募集取扱業務等（金商業等府令第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けら	ものを除く。Ⅳ－３－<u>５</u>及びⅤ－２－４において同じ。）について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により募集若しくは売出しの取扱い又は私募若しくは特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いを行う場合には、当該行為は電子募集取扱業務に該当する。電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者の業務の適切性に関しては、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－３－<u>５</u>－２－１ 法令等遵守態勢 （略） Ⅳ－３－<u>５</u>－２－２ 投資者保護のための情報提供 電子募集取扱業務を行うにあたっては、投資者の投資判断に重要な影響を与える事項について、電子募集取扱業務を行う期間中、電子募集取扱業務を行う金融商品取引業者が作成するホームページ（当該業者が外部委託する場合を含む。Ⅳ－３－<u>５</u>及びⅤ－２－４において同じ。）で投資者が閲覧することができる状態に置くことが必要とされている。このため、電子募集取扱業務については、以下の点に留意する。 （１）、（２） （略） Ⅳ－３－<u>５</u>－３ 電子申込型電子募集取扱業務等の適切性 電子申込型電子募集取扱業務等（金商業等府令第70条の２第３項に規定する電子申込型電子募集取扱業務等をいう。以下同じ。）を行う金融商品取引業者については、発行者の事業計画に対する適切な審査及びインターネットを通じた適切な情報提供のための体制整備、並びにインターネットを通じた発行者や金融商品取引業者自身に関する情報の提供が義務付けら

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
れている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、Ⅳ－３－<u>４</u>－２のほか、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－３－<u>４</u>－３－１ 業務管理体制 （略） Ⅳ－３－<u>４</u>－４ 第一種少額電子募集取扱業務の適切性 第一種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の４の２第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（株券又は新株予約権証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、金商法施行令第15条の４の２第４号及び第５号に掲げる有価証券を除く。）をいう。Ⅳ－３－<u>４</u>－４において同じ。）の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、Ⅳ－３－<u>４</u>－２及びⅣ－３－<u>４</u>－３に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－３－<u>４</u>－４－１ 勧誘・説明態勢 （略） Ⅳ－３－<u>４</u>－４－２ 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点 （略） Ⅳ－３－<u>５</u> 協会未加入業者に関する監督上の留意点 （１）主な着眼点 ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（Ⅳ－３－<u>５</u>に	れている。電子申込型電子募集取扱業務等の適切性に関しては、Ⅳ－３－<u>５</u>－２のほか、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－３－<u>５</u>－３－１ 業務管理体制 （略） Ⅳ－３－<u>５</u>－４ 第一種少額電子募集取扱業務の適切性 第一種少額電子募集取扱業務（金商法第29条の４の２第10項に規定する第一種少額電子募集取扱業務をいう。以下同じ。）は、電子募集取扱業務のうち、有価証券（株券又は新株予約権証券（金融商品取引所に上場されていないものに限り、金商法施行令第15条の４の２第４号及び第５号に掲げる有価証券を除く。）をいう。Ⅳ－３－<u>５</u>－４において同じ。）の発行価額が少額であること等の要件を満たすもののみを行う金融商品取引業者について、第一種金融商品取引業の登録要件が一部緩和されたものである。第一種少額電子募集取扱業務の適切性に関しては、Ⅳ－３－<u>５</u>－２及びⅣ－３－<u>５</u>－３に準ずるほか、以下の点に留意して検証することとする。 Ⅳ－３－<u>５</u>－４－１ 勧誘・説明態勢 （略） Ⅳ－３－<u>５</u>－４－２ 有価証券の発行価額の総額等に関する留意点 （略） Ⅳ－３－<u>６</u> 協会未加入業者に関する監督上の留意点 （１）主な着眼点 ① 金融商品取引業協会に加入しない金融商品取引業者（Ⅳ－３－<u>６</u>に

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。 ②、③ （略） （２） （略） Ⅳ－４ 諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４－１ 登録 （１）、（２） （略） （３）業務の内容及び方法を記載した書類 ①、② （略） （新設） （４） （略） （５）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。	において「協会未加入業者」という。）は、金融商品取引業協会の定款その他の規則（以下「協会規則」という。）に準ずる内容の社内規則を適切に整備しているか。 ②、③ （略） （２） （略） Ⅳ－４ 諸手続（第一種金融商品取引業） Ⅳ－４－１ 登録 （１）、（２） （略） （３）業務の内容及び方法を記載した書類 ①、② （略） <u>③ 商品関連市場デリバティブ取引を取扱う場合は、業務の内容及び方法を記載した書類において、勧誘受諾意思の確認に係る社内手続き・ルールが設けられ、その履行状況を事後検証できる態勢が整備されていることを確認するものとする。</u> （４） （略） （５）金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に係る留意事項 登録申請時において金融商品取引業協会に加入する予定がない業者に対しては、以下の事項を通知し、適切な対応を求めることとする。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅣ－３－<u>5</u>に準じた監督上の対応がとられること。 ② (略) (6) (略) Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関） Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）並びにⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－２－３（４）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－<u>4</u>（Ⅳ－３－<u>4</u>－４を除く。）、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅵ－２（Ⅵ－２－２－１（１）⑦から⑨まで及びⅥ－２－２－５（２）（３）を除く。）及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。	① 登録後に、協会規則に準ずる内容の社内規則を作成していない又は当該社内規則を遵守するための体制を整備していない場合はⅣ－３－<u>6</u>に準じた監督上の対応がとられること。 ② (略) (6) (略) Ⅷ. 監督上の評価項目と諸手続（登録金融機関） Ⅷ－１ 業務の適切性（登録金融機関） 登録金融機関の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－３－４（２）、Ⅲ－２－６（１）③及び⑤、Ⅲ－２－８（３）並びにⅢ－２－９を除く。）、Ⅳ－１－３、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（１）、Ⅳ－３－１－４（４）及びⅣ－３－１－５を除く。）、Ⅳ－３－２－３（４）、Ⅳ－３－３（Ⅳ－３－３－１（１）から（３）まで、Ⅳ－３－３－２（４）③から⑧まで、Ⅳ－３－３－４（１）及び（２）並びにⅣ－３－３－５を除く。ただし、登録金融機関がいわゆる外国為替証拠金取引を業として行う場合にはこの限りでない。）、Ⅳ－３－<u>5</u>（Ⅳ－３－<u>5</u>－４を除く。）、Ⅴ－２－４（Ⅴ－２－４－４を除く。）、Ⅵ－２（Ⅵ－２－２－１（１）⑦から⑨まで及びⅥ－２－２－５（２）（３）を除く。）及びⅦ－２に準ずるほか、以下の点に留意するものとする。 なお、金融商品仲介業務については、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 新旧対照表

現 行	改 正 案
XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者） XI－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３及びⅢ－２－６を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）並びにⅣ－３－１－６を除く。）並びにⅣ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 なお、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 （１）、（２） （略）	XI. 監督上の評価項目と諸手続（金融商品仲介業者） XI－１ 業務の適切性（金融商品仲介業者） 金融商品仲介業者の業務の適切性については、Ⅲ－２（Ⅲ－２－５－２、Ⅲ－２－５－３及びⅢ－２－６を除く。）、Ⅳ－３－１（Ⅳ－３－１－２（２）、Ⅳ－３－１－３（１）及び（２）並びにⅣ－３－１－６を除く。）<u>、Ⅳ－３－３－２（３）及び（６）（店頭デリバティブ取引に類する複雑な仕組債・投資信託の販売に係る部分に限る。）並びにⅣ－３－４－２</u>に準ずるほか、金商法第66条の18に規定する説明書類については、以下の点に留意して検証することとする。 なお、Ⅳ－３－１－２（６）③イ及びロの理論価格、並びに③ロ及びニの社内ルールについては、委託金融商品取引業者等において算出又は策定したものを使用することができるものとする。 （１）、（２） （略）